

地区別評価結果

—目 次—

【国営かんがい排水事業】

（農林水産省）

和賀中部	・ ・ ・ ・ ・	P. 1
米沢平野二期	・ ・ ・ ・ ・	P. 6
新川流域	・ ・ ・ ・ ・	P.11
柴山潟	・ ・ ・ ・ ・	P.16
野洲川中流	・ ・ ・ ・ ・	P.21

（北海道）

大野平野	・ ・ ・ ・ ・	P.26
岐阜	・ ・ ・ ・ ・	P.31
美瑛川	・ ・ ・ ・ ・	P.36

【国営総合農地防災事業】

（北海道）

鶴居第2	・ ・ ・ ・ ・	P.41
------	-----------	------

【直轄海岸保全施設整備事業】

（農林水産省）

福富	・ ・ ・ ・ ・	P.46
----	-----------	------

国営かんがい排水事業 和賀中部地区

事業の概要

本地区は、岩手県の南西部に位置し、北上川の支流和賀川の左右岸に展開する北上市外1市1町にまたがる約3,390haの水田を中心とした農業地帯である。

本地区の基幹水利施設は、国営開拓建設事業「和賀中部地区」(昭和38年度～昭和45年度)により造成されたが、老朽化の進行や寒冷な気象による劣化により施設の維持管理に多大な労力と経費を要しているとともに、かんがい用水は、近年の河川状況の変化による用水不足により用水の安定供給に支障を来している。

このため、本事業により、施設の維持管理の軽減及び農業用水の安定供給を図るため、ダム取水口1ヶ所、頭首工2ヶ所、用水路22.7kmの改修を行うとともに、新たに既設の入畑ダム(補助多目的ダム：岩手県)の工業用水を農業用水に転用し用水の安定供給を図るものである。

事業の目的・必要性

本地区の基幹水利施設は、築造後相当の年数が経過していること及び寒冷な気象条件による劣化が著しいことから、施設の維持管理に多大な労力と経費を要しているとともに、かんがい用水は、近年の河川状況の変化により用水不足を来しており番水等を行っている状況にある。

このため、本事業により、湯田ダム取水口、頭首工及び幹線用水路等の改修を行い、施設の維持管理の軽減を図るとともに、入畑ダムの工業用水を農業用水に転用し用水の安定供給を図り、もって地域農業の生産性向上と農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	166百万円
・営農経費の節減	112百万円
・施設の維持管理費の節減	36百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	887百万円
・生態系に配慮した整備による生息環境の保全	0百万円
計	1,201百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	19,400百万円	
効用	②	1,201百万円	
廃用損失額	③	93百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	41	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0533	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	22,438百万円	
費用便益比	⑦=⑥/①	1.16	

注1) 総事業費、総便益には関連事業を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

老朽化している基幹水利施設の改修、農業用水の確保、関連して実施する用水施設の整備を行うことにより、農業生産性の維持向上と農業用水の安定供給が可能となり、年間約166百万円相当の農業生産の向上、112百万円相当の営農経費の節減、36百万円相当の維持管理に係る経費の節減等が図られる。

日程・手続

平成17年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続を開始する予定である。

事業に対する決議

平成17年3月に、和賀川土地改良区第44回通常総代会で「平成18年度着工要望について」決議されている。

平成17年6月に、関係市町、関係農業協同組合、土地改良区からなる「和賀中部地区国営土地改良事業促進協議会」において、着工要望等について決議されている。

その他

用水転用を行う入畑ダムの位置付けについて整理中。

評価担当部局

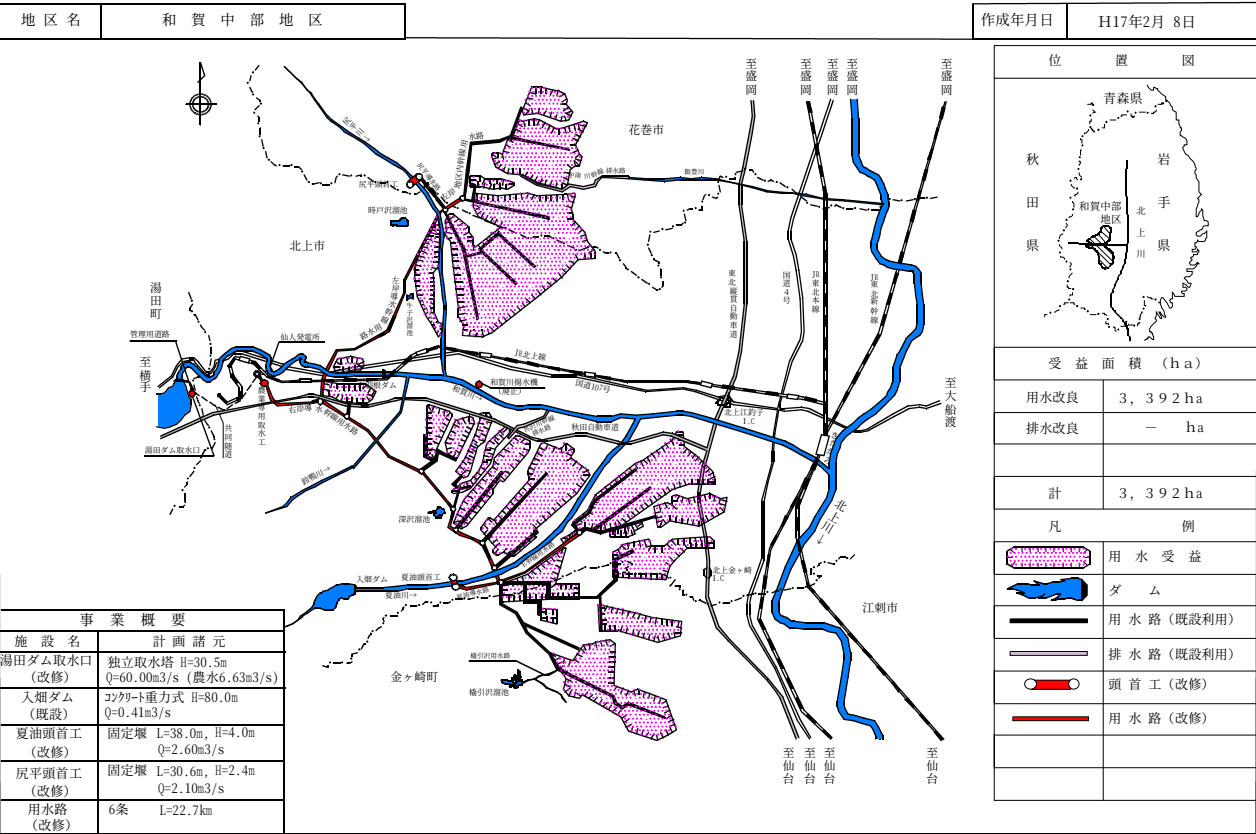
農村振興局

概要図

1. 受益面積	3,392ha		
2. 受益者数	3,224人		
3. 主要計画	工 種	数 量	事 業 費
	ダム取水口（改修）	1ヶ所	418百万円
	ダム（既設転用）	1ヶ所	3,205百万円
	頭首工（改修）	2ヶ所	1,314百万円
	用水路（改修）	22.7km	13,563百万円
4. 国営総事業費	18,500百万円		

様式1号 付図

地 区 概 要 図



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：東北農政局）（地区名：和賀中部）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度をこえることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☒ ☒
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2. 受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

国営かんがい排水事業 米沢平野二期地区

事業の概要

本地区は、山形県南部の置賜盆地に位置し、米沢市外1市2町にまたがる約8,800haの水田を中心とした農業地帯である。

本地区の基幹水利施設は、国営かんがい排水事業「米沢平野地区」（昭和43年度～昭和57年度）により造成されたが、老朽化の進行や用水需要の変化に伴う用水不足により、施設の維持管理に多大な労力と経費を要しているとともに、用水の安定供給に支障を来している。

このため、本事業により、施設の維持管理の軽減及び農業用水の安定供給を図るため、ダム1ヶ所、ため池1ヶ所、頭首工5ヶ所、揚水機場2ヶ所、用水路11.3kmの改修及び新設を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区の基幹水利施設は、老朽化の進行による施設の機能低下により、施設の維持管理に多大な労力と経費を要しているとともに、用水需要の変化に伴う水需要の増加から用水不足を来しており、番水を行っている状況にある。

このため、本事業により、水窪ダム、ため池、頭首工、揚水機場、幹線用水路等の改修を行い、施設の維持管理の軽減及び農業用水の安定供給を図るとともに、用水不足を解消するため、新規水源として窪田揚水機場の新設と水窪ダムの掘込み、蛭沢ため池の有効利用を図り、もって地域農業の生産性向上と農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	414百万円
・営農経費の節減	601百万円
・施設の維持管理費の節減	△2百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	498百万円
・周辺景観と調和した整備による環境の保全	24百万円
計	1,535百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	22,473百万円	
効用	②	1,535百万円	
廃用損失額	③	603百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	28	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0635	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	23,576百万円	
費用便益比	⑦=⑥/①	1.04	

注1) 総事業費、総便益には関連事業を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業により、老朽化している基幹水利施設の改修及び農業用水の確保を図り、併せて関連事業により末端用水施設及び農業生産基盤の整備を行うことにより、農業生産性の維持向上と農業用水の安定供給が可能となり、年間約414百万円相当の農業生産の向上、600百万円相当の営農経費の節減等が図られる。

また、植生護岸及び親水護岸の設置により、周辺の景観や環境、親水性に配慮が図られる。

日程・手続

平成17年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続を開始する予定である。

事業に対する決議

平成17年3月に、米沢平野土地改良区平成16年度総代会において、平成18年度の事業施行申請に向け推進することを確認している。

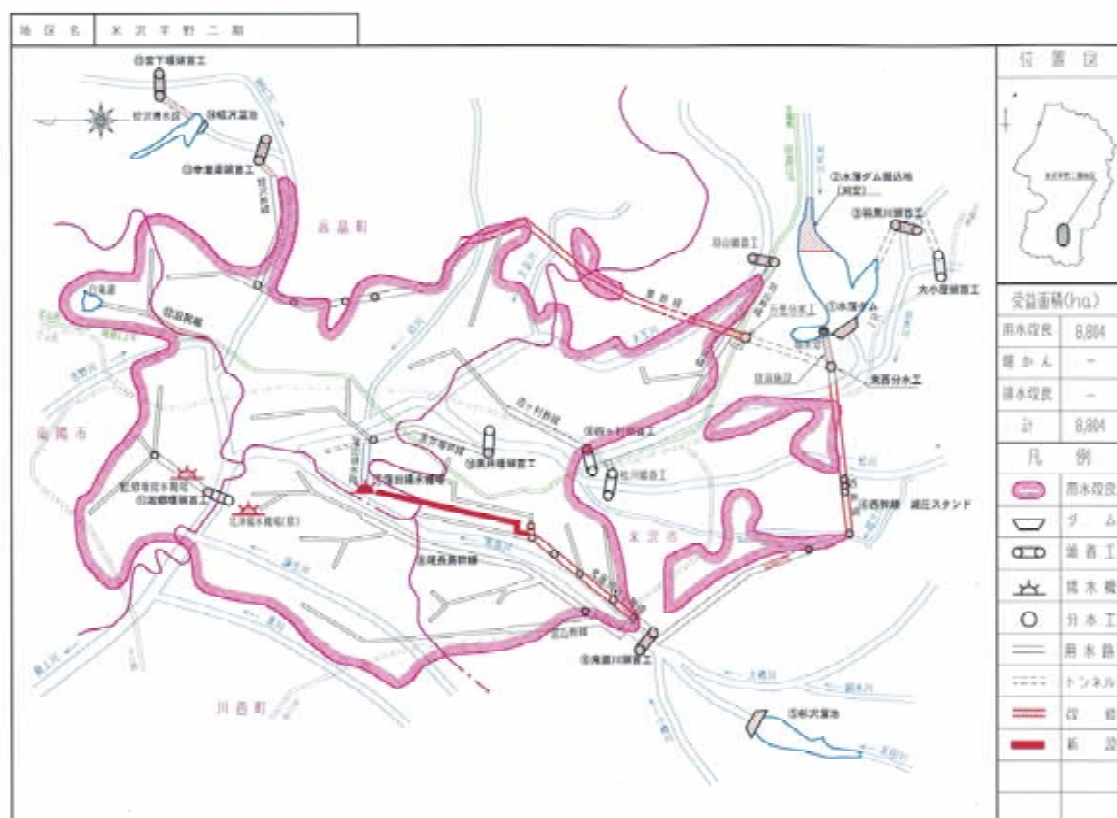
平成17年5月に、関係市町村、関係農業協同組合、土地改良区からなる「米沢平野農業水利事業推進協力会」において、平成18年度着工に向け、さらなる理解と協力を行うことについて確認している。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	8,804ha		
2. 受益者数	7,426人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	ダム（改修）	1ヶ所	5,276百万円
	ため池（改修）	1ヶ所	134百万円
	頭首工（改修）	5ヶ所	927百万円
	揚水機場（改修・新設）	2ヶ所	1,834百万円
	用水路（改修・新設）	11.3km	6,829百万円
4. 国営総事業費	15,000百万円		



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：東北農政局）（地区名：米沢平野二期）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度をこえることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。	☐
	②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。	☐
	③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。	☐
	④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐
２．事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	☐
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	☐
	③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。	☐
	④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。	☐
	⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☐
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	☐
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☐
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☐
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	☐
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2. 受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

国営かんがい排水事業 新川流域地区

事業の概要

本地区は、長大な信濃川の最末端に位置する低平地であり、約2万ヘクタールの農地と住居地域を有する西蒲原地域の排水対策として、国営かんがい排水事業「新川地区」（昭和20年度～昭和48年度）をはじめとする土地改良事業により多くの排水施設が整備されてきたが、早期に造成された施設については相当の年数を経過し、老朽化による維持管理費の増加や排水機能の維持が困難な状況となっている。

本事業では、農業生産及び農業経営の持続的発展と併せ農地等の保全に資するため、国営事業で造成された基幹排水施設である新川河口排水機場及び新川右岸排水機場を更新するものである。

事業の目的・必要性

本地区は、新潟平野のほぼ中央に位置し、弥彦山、角田山とそれに連なる新潟砂丘を隔てて日本海に接し、一級河川信濃川とその支流中ノ口川及び大河津分水路に囲まれた、海拔0m以下の土地が約2割を占める低平地で、水稻を中心とする農業地帯である。

これまで数次にわたる国営土地改良事業等により多くの排水施設が整備され、湛水被害の解消及び軽減、水田の畑利用等を含めた多様な農業経営が可能となるなど、農業生産性の向上に寄与してきたところである。

新川右岸排水機場(排水量31.5m³/s)は国営かんがい排水事業「新川地区」により昭和28年度に、また、新川河口排水機場(排水量240.0m³/s)は国営かんがい排水事業「新川二期地区」により昭和45年度に供用が開始された基幹排水施設である。しかしながら、これら2つの排水機場は造成後数十年が経過しており、今日まで適切に維持管理を行ってきたものの、老朽化によるポンプの異常停止や維持管理費の増加により排水機能の維持が困難な状況となっている。

このため、本事業では、両排水機場の更新を行い排水機能の維持を図り、もって湛水被害の解消及び軽減の維持、水田の畑利用等を含めた多様な農業経営、及び農業生産性の向上に寄与するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・施設の維持管理費の節減	76百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	2,114百万円
・県道等の付替えによる公共施設機能の維持	8百万円
・生態系に配慮した整備による水辺環境の保全	1百万円
計	2,199百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	33,000百万円	
効用	②	2,199百万円	
廃用損失額	③	33百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	25	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）	⑤	0.0661	総合耐用年数に応じ、効果から総便益を算定するための係数
総便益	⑥＝②／⑤－③	33,236百万円	
費用便益比	⑦＝⑥／①	1.00	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

老朽化している新川河口排水機場及び新川右岸排水機場の更新により、年間約76百万円相当の維持管理費の節減、施設更新による現況施設機能の維持により約2,000百万円相当の農業生産の維持が図られる。

また、農地のみならず、その周辺に広がる宅地等の湛水被害の防止が図られる。

日程・手続

平成17年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続を開始する予定である。

事業に対する決議

平成17年7月14日の西蒲原土地改良区臨時総代会において、平成18年度着工要望が決議されている。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	19,780ha（田18,740ha 畑1,040ha）		
2. 受益者数	14,310人		
3. 主要工事計画	排水機場	排水量	事業費
	新川河口排水機場 新川右岸排水機場	240.0m ³ /s 31.5m ³ /s	25,600百万円 7,400百万円
4. 国営事業費	33,000百万円		



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北陸農政局）（地区名：新川流域地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2. 受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

国営かんがい排水事業 柴山潟地区

事業の概要

本地区は、石川県南西部の小松市及び加賀市に位置し、加賀平野の柴山潟、旧今江潟、木場潟の三つの湖、いわゆる加賀三湖の周辺に広がる農地807haの稲作経営を主体とした農業地帯である。

本地区の基幹水利施設は、国営干拓事業「加賀三湖地区」（昭和27年度～昭和44年度）及び国営かんがい排水事業「手取川地区」（昭和27年度～昭和43年度）により造成されたものであるが、これらの基幹施設は、整備後40年以上が経過し老朽化による機能低下が著しく施設の管理運営に当たって多大な労力・費用を要するなど施設の管理に支障を生じている。

このため、本事業において柴山潟排水機場と柴山潟幹線排水路を改修し、施設の機能回復及び維持管理費の軽減を図り、もって農業生産の維持及び農業経営の安定に資するものである。

目的・必要性

本事業において、柴山潟排水機場と柴山潟幹線排水路を改修し、施設の機能回復及び維持管理費の軽減を図り、もって農業生産の維持及び農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・施設の維持管理費の節減	19百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	136百万円
・周辺景観と調和した施設の整備による環境の保全	8百万円
計	163百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	1,750百万円	
効用	②	163百万円	
廃用損失額	③	—	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	15	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0917	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	1,779百万円	
費用便益比	⑦=⑥/①	1.01	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

農業水利施設の更新により、十分な施設機能が確保され農業生産の維持及び農業経営の安定化が図られるとともに、年間19百万相当の維持管理費が節減される。

日程・手続

平成17年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きを開始する見込み。

事業に対する決議

平成17年3月の加賀三湖土地改良区・加賀市土地改良区の総代会において、平成18年度着工要望の決議が得られている。

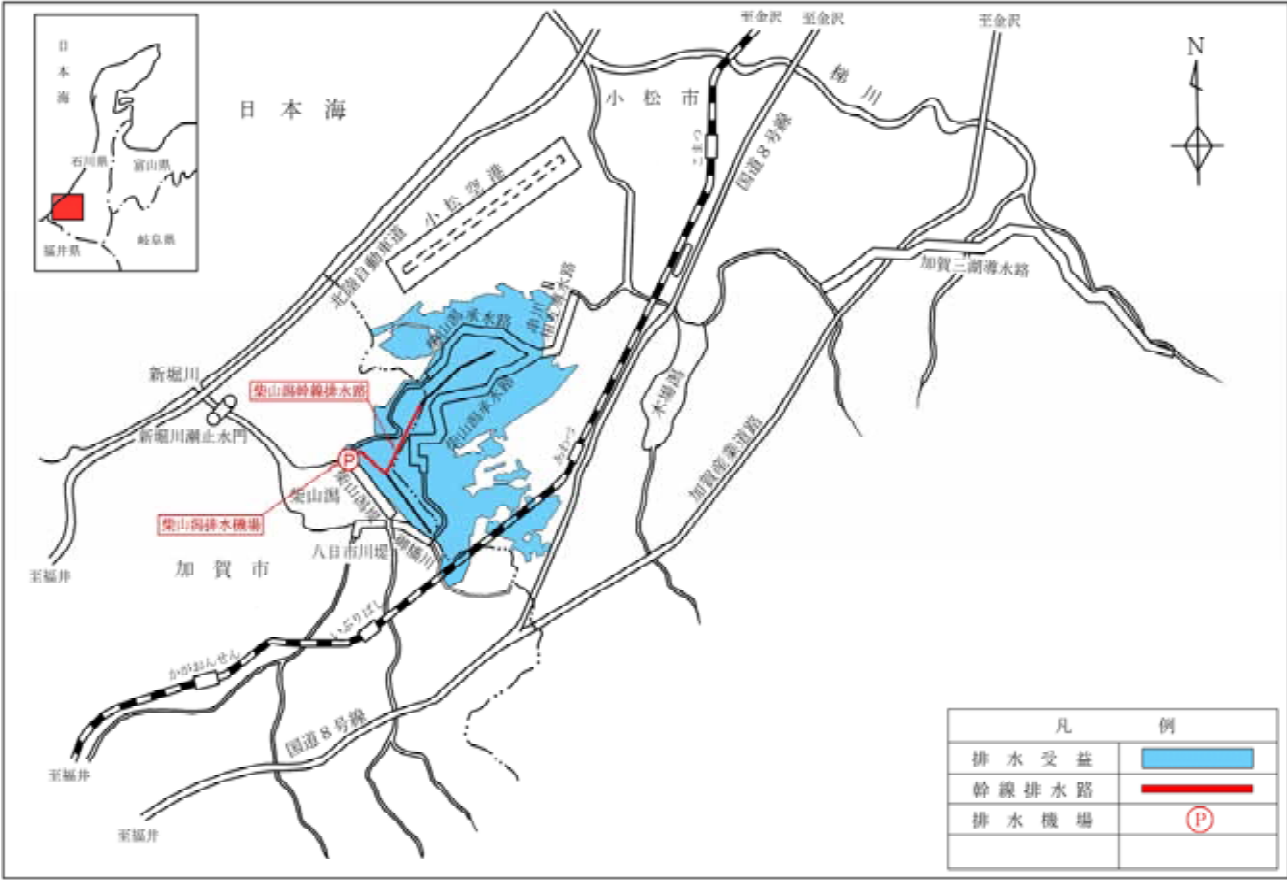
評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	807ha		
2. 受益者数	728人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排水機場（改修）	1 式	1,750百万円
国営総事業費	1,750百万円		

国営造成土地改良施設整備事業 新規着工 柴山潟地区



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北陸農政局）（地区名：柴山潟地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項 目	評 価 の 内 容	判定
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	☐
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☐
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☐
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	☐
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

国営かんがい排水事業 野洲川中流地区

事業の概要

本地域は滋賀県東南部に位置し、一級河川野洲川の中流部に広がる1,095haの穀倉地帯であり、古くから良質の近江米の産地である。

本事業の対象施設である水口頭首工は、国営かんがい排水事業「野洲川地区」（昭和22年度～昭和30年度）により造成され、供用開始から50年が経過し、老朽化及び損傷が著しい取水施設、洪水吐施設、附帯導水路等の施設改修を行うものである。

目的・必要性

水口頭首工における老朽化及び損傷の著しい各施設をそのまま放置し、施設に機能障害が発生した場合、取水機能の停止による農業等への被害にとどまらず、洪水時の管理に重大な支障をきたし、河道外への溢水により農地や家屋等に多大な被害を与えるおそれ大きい。

このことから、本事業により改修を行うことにより、農業用水の安定確保並びに維持管理費の軽減や施設の安全性の確保を図り、もって農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・施設の維持管理費の節減	4百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	107百万円
計	111百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	1,600百万円	
効用	②	111百万円	
廃用損失額	③	25百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	24年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0673	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	1,625百万円	
費用便益比	⑦=⑥/①	1.01	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

農業水利施設の更新により、十分な施設機能が確保され農業経営の安定化が図られるとともに、年間4百万円相当の維持管理が節減される。

日程・手続

平成17年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続を開始見込。

事業に対する決議

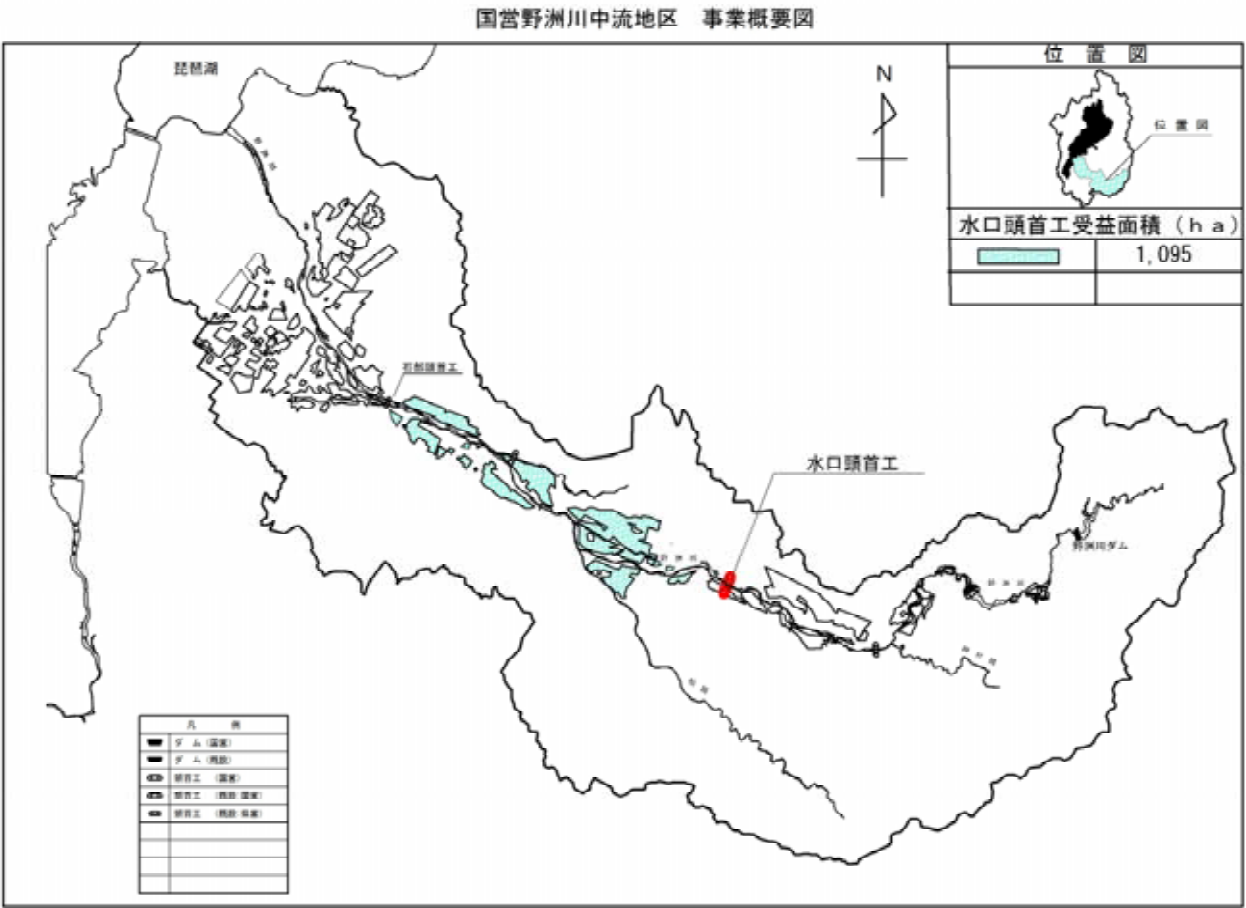
野洲川土地改良区及び関係市によって構成される野洲川沿岸地区国営総合農地防災事業推進協議会の平成16年8月の総会において、水口頭首工の施設整備工事の早期着手に向けて取り組むことの決議が得られている。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	1,095ha		
2. 受益者数	1,242人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	頭首工（改修）	1ヶ所	1,600百万円
国営総事業費	1,600百万円		



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：近畿農政局）（地区名：野洲川中流地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項 目	評 価 の 内 容	判定
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	☐
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☐
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☐
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	☐
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

国営かんがい排水事業 大野平野地区

事業の概要

本事業は、北海道渡島支庁管内の1市3町の水田2,454haを対象に、安定的な農業用水を確保するため、本地区において大野川頭首工、一本木頭首工、大沼取水口、用水路(幹線)4条L=11.0km及び用水路(支線)34条31.3kmを整備するものである。

事業の目的・必要性

本地区のかんがい用水は、大野川、久根別川及び折戸川水系大沼に水源を依存し、国営総合かんがい排水事業「大野地区」(昭和33年度～昭和53年度)等によって整備された水利施設により地区内に配水されているが、深水かんがいに必要な用水が確保されていないことや、良食味米の栽培に適したかんがい期間の設定がなされていないことから、安定生産に支障をきたしている。また、施設の老朽化により発生する漏水などに対応しながら、かんがい用水の取水、配水管理を行わなければならないため、用水管理や維持管理に苦慮している状況である。

このため、水源の水利用を再編し、安定した水田営農に必要な用水を確保するため、頭首工及び用水路を整備することにより、農業生産性の向上及び農業経営の安定を図ることを目的とする。

また、本地区の農業用水は、防火用水や生活用水として利用されるなど、地域住民の生活に密着した利用がなされていることから、施設の整備と併せて農業用水が有する地域用水機能の維持、増進を図るものである。

事業の効率性

効 用 (年総効果額)

・ 農作物の生産量の増加	8百万円
・ 営農経費の節減	61百万円
・ 施設の維持管理費の節減	15百万円
・ 施設更新による現況施設機能の維持	813百万円
・ 水路の暗渠化による安全性の確保	25百万円
・ 水利再編による河川流況の安定	207百万円
・ 地域用水機能の増進	2百万円
・ 魚道設置による生息環境等の保全	15百万円

計 1,146百万円

(費用便益比の算定)

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費	①	19,410百万円	
効 用	②	1,146百万円	
廃用損失額	③	405百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	40年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0535	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	21,018百万円	
費用便益比	⑦=⑥/①	1.08	

注1) 総便益、総事業費には、関連事業を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、農業用水の確保及び老朽化している農業水利施設の改修により、安定的な農業用水の供給が行えることから、年間約15百万円相当の維持管理費の節減と、約61百万円相当の営農経費の節減が図られるとともに、老朽化した施設を更新することにより農業生産が維持される。

日程・手続

平成17年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きが開始される予定。

事業に対する決議

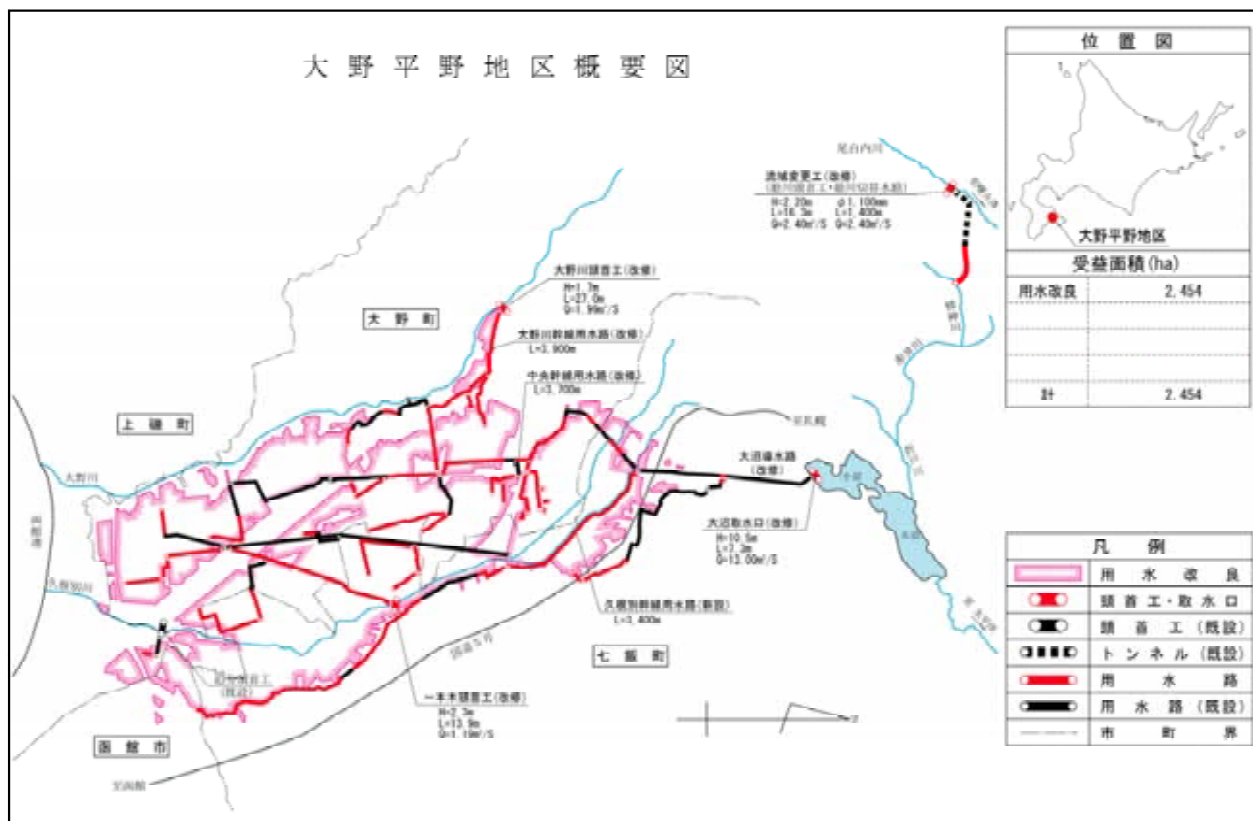
平成17年3月に渡島平野土地改良区総代会において、平成18年度新規着工要望することを決議。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	2,454ha		
2. 受益者数	1,234人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	頭首工（改修） 用水路（改修、新設）	3ヶ所 42.3km	2,256百万円 15,744百万円
国営総事業費			18,000百万円



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：大野平野）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：大野平野）

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項 目	評 価 の 内 容	判定
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	☐
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☐
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☐
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	☐
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目（国営かんがい排水事業）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

直轄明渠排水事業 岐阜地区

事業の概要

本事業は、北海道常呂郡常呂町の畑地2,271haを対象に、農地の湛水被害を解消するため、排水機（1箇所）及び排水路（3条、L=2.5km）を整備するものである。

事業の目的・必要性

本地区を流下するライトコロ川幹線排水路は、直轄明渠排水事業「常呂地区」（昭和50年度～平成2年度）により整備されたが、降雨形態及び土地利用の変化等により、降雨時には湛水被害が発生するとともに、効率的な農作業が行えない状況にある。

このため、本事業により排水機及び排水路を整備し、土地生産性の向上及び農作業の効率化により営農経費を節減し、農業経営の安定を図り地域農業の振興に資するものである。

事業の効率性

効 用（年総効果額）

・ 農作物の生産量の増加	51百万円
・ 営農経費の節減	213百万円
・ 施設の維持管理費の増減	△ 3百万円
・ 施設更新による現況施設機能の維持	1百万円
・ 町道等の補償工事による現況施設機能の維持	6百万円
・ 魚類の生息環境に配慮した護岸設置による水辺環境の保全	1百万円
計	269百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費	①	4,500百万円	
効 用	②	269百万円	
廃用損失額	③	71百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	34年	当該事業の耐用年数
還元率×（＋建設利息率）	⑤	0.0561	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥＝②／⑤－③	4,718百万円	
費用便益比	⑦＝⑥／①	1.04	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、農地の湛水被害を解消するための農業用排水施設を整備することにより、農業経営の安定が図られ、年間約51百万円相当の農産物生産量が増加するとともに、年間約213百万円相当の営農経費の節減が図られるなど、年間269百万円の事業効果が発現される。

日程・手続

平成17年度中に、土地改良法に基づく土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

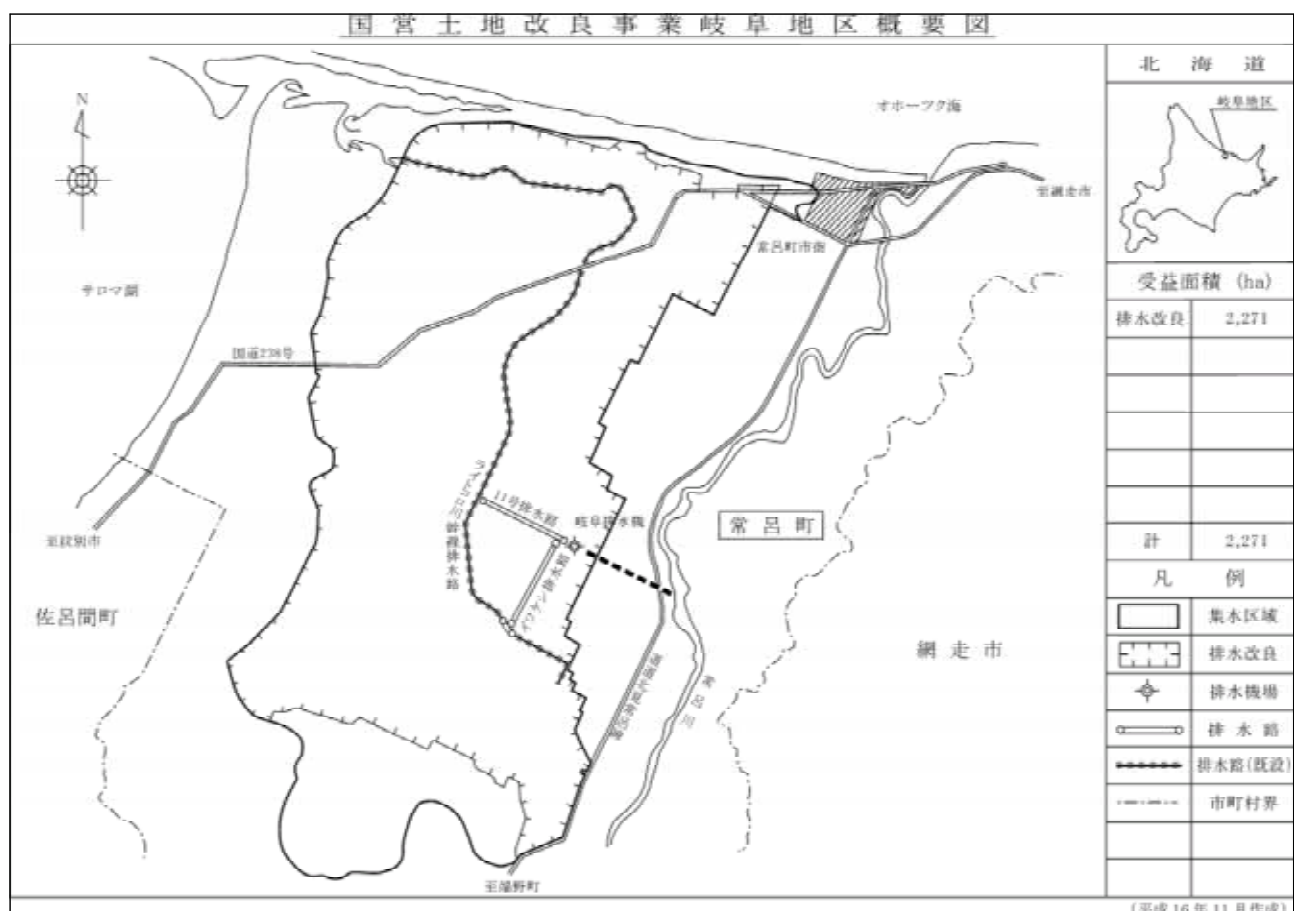
平成17年3月「直轄明渠排水事業 岐阜地区 推進検討委員会」において、平成18年度新規着工要望することを確認している。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	2,271ha		
2. 受益者数	145人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排水機（新設）	1箇所	3,493百万円
	排水路（改修、新設）	2.5km	1,007百万円
国営総事業費	4,500百万円		



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：岐阜^{ぎふ}）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項 目	評 価 の 内 容	判 定
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。
 項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2. 受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

国営造成土地改良施設整備事業 美瑛川地区

事業の概要

本地区の農業用水は、国営かんがい排水事業「美瑛川地区」（昭和37年度～昭和49年度）により造成された新区画ダムをはじめとする幹線用水路等の農業水利施設により地区内に配水されている。

ダムの各施設は建設以来30年以上経過しているため老朽化が著しく、構造物の安全性の低下や施設機能の維持が困難な状況にある。

本事業では、農業用水の安定確保のため、ダム洪水吐0.2km、ダム放水路0.2km、取水塔の一部、流域変更導水路2.0kmの改修を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は、北海道上川支庁管内の旭川市、上川郡東神楽町、同郡美瑛町に位置し、一級河川石狩川水系美瑛川支流辺別川沿いに拓けた、水田を中心とした農業地帯である。

本地区のダムをはじめとする用水路施設は、建設以来30年以上が経過しており、基幹施設であるダム及び用水路の一部において老朽化により機能が低下していることから、用水を安定供給するため多大な維持管理費用及び労力を費やしている状況である。

このため、本事業により、ダム及び用水路施設を改修し施設機能を回復させ、維持管理費の軽減及び農業用水の安定確保を図り、農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・施設の維持管理費の節減	2百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	72百万円
計	74百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	1,400百万円	
効用	②	74百万円	
廃用損失額	③	—	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	38年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）	⑤	0.0526	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥＝②／⑤－③	1,413百万円	
費用便益比	⑦＝⑥／①	1.00	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

農業用水の確保、老朽化している基幹水利施設の改修により、用水の安定供給が図られる。これらにより、年間約74百万円相当の維持管理に係る経費の節減等が図られる。

日程・手続

平成17年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きが開始される予定。

事業に対する決議

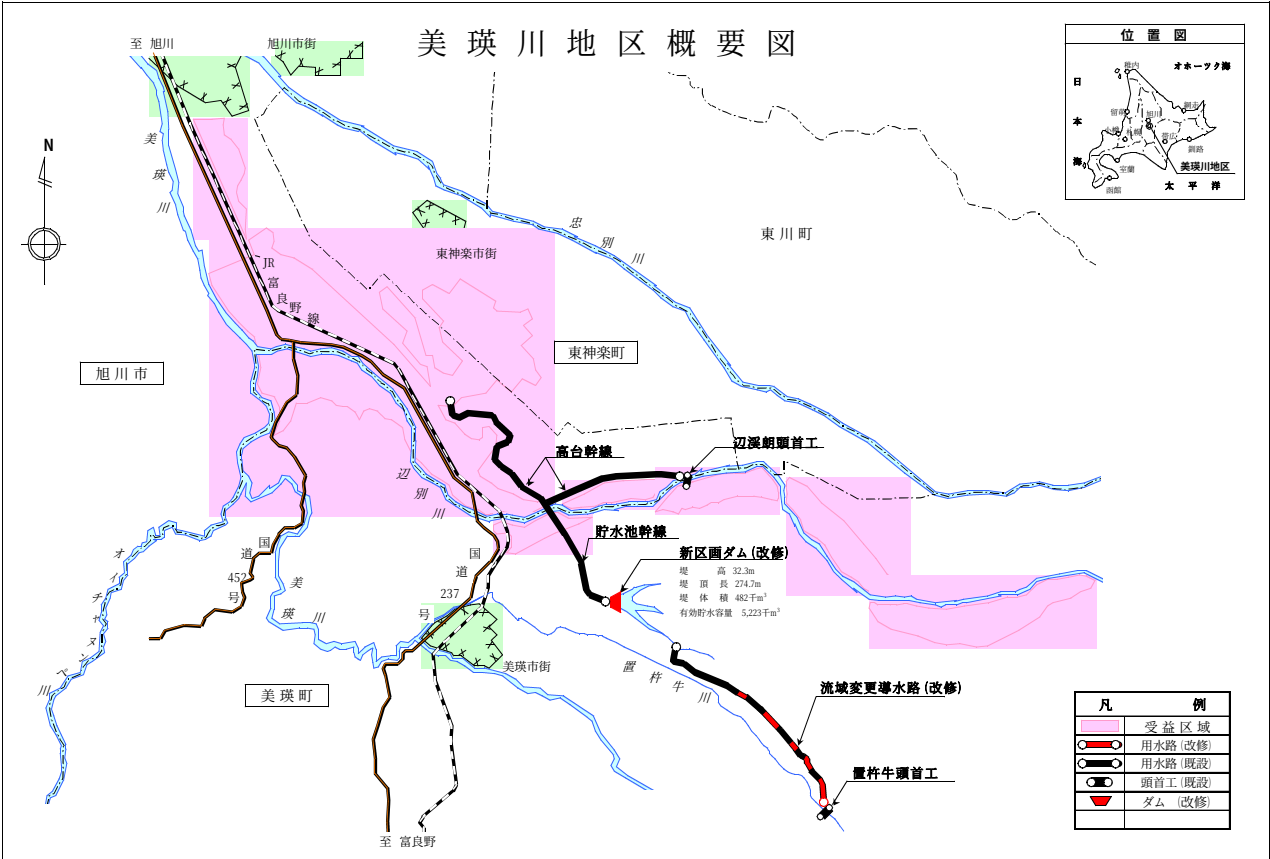
平成17年3月に国及び支庁並びに関係する市町、JA、土地改良区で構成された、国営事業美瑛川地区推進検討会で、事業計画の推進について了解を得た。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1.受益面積	2,044ha		
2.受益者数	401人		
3.主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	新区画ダム		
	洪水吐	0.2km	551百万円
	放水路	0.2km	104百万円
	取水施設	1式	174百万円
	流域変更導水路	2.0km	571百万円
	合 計		1,400百万円
4.国営総事業費	1,400百万円		



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：美瑛川地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項 目	評 価 の 内 容	判定
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	☐
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☐
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☐
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	☐
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目（国営かんがい排水事業）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

国営総合農地防災事業 つるいだい 鶴居第2地区

事業の概要

本事業は、北海道阿寒郡鶴居村の畑地554haを対象に、泥炭土に起因する地盤の沈下により農業用排水路及び農用地の機能が低下し、農作物の生産性や農作業の能率低下が生じており、これらの機能を回復するため、排水路5条L=9.2km、農用地554haを整備するものである。

事業の目的・必要性

本地区は、泥炭土に起因する地盤沈下の進行により、農業用排水路及び農用地の機能が低下し、農用地は過湿の状態にあるとともに、降雨時には農作物の湛水被害が生じているため、生産性が低いことに加え、農作業の能率低下を招いている。

このため、本事業は、農業用排水路の整備と併せ、農用地の整備である暗渠排水及び整地等を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るとともに、国土の保全に資することを目的とする。

事業の効率性

効 用（年総効果額）

・ 農作物の生産量の増	78 百万円
・ 営農経費の節減	191 百万円
・ 施設の維持管理費の増減	△2 百万円
・ 施設更新による現況施設機能の維持	2 百万円
・ 魚類の生息環境に配慮した護岸設置による水辺環境の保全	0 百万円

計

269 百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総 事 業 費	①	4,300百万円	
効 用	②	269百万円	
廃 用 損 失 額	③	—	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	31年	当該事業の耐用年数
還元率×（1 ＋建設利息率）	⑤	0.0595	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総 便 益	⑥＝②／⑤－③	4,517百万円	
費 用 便 益 比	⑦＝⑥／①	1.05	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、機能低下が生じている農業用排水路及び農用地の機能回復を行うことにより、安定した農業経営が図られ、年間78百万円相当の農産物生産量が増加するとともに、年間191百万円相当の営農経費の節減が図られるなど、年間269百万円相当の事業効果が発現される。

日程・手続

平成17年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きが開始される予定。

事業に対する決議

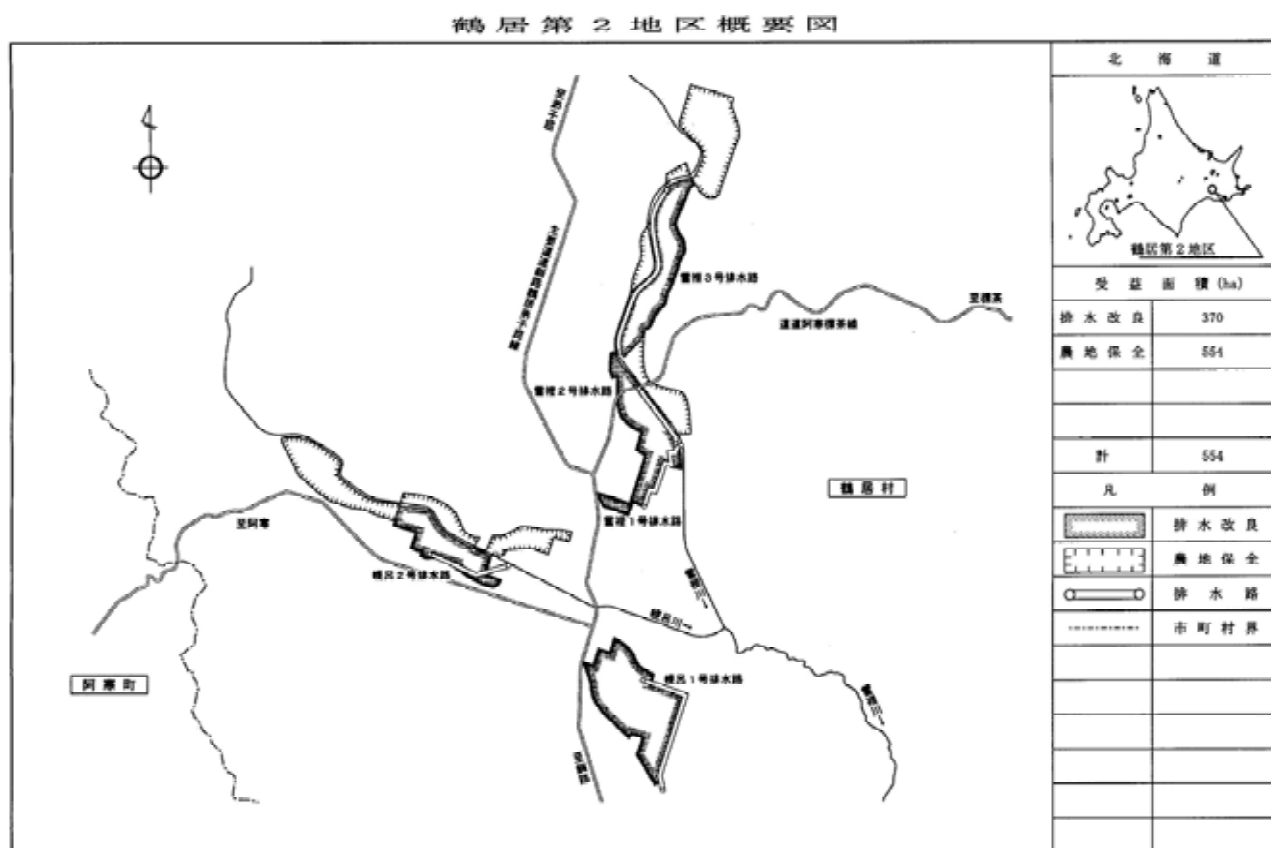
平成17年1月 「鶴居第2地区国営総合農地防災事業促進期成会（平成13年4月9日設立）」において、平成18年度新規着工要望することを決議。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	554ha		
2. 受益者数	27人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排 水 路	9.2km	1,843 百万円
	農地保全	554ha	2,457 百万円
	合 計		4,300 百万円
4. 国営総事業費	4,300 百万円		



平成18年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：鶴居^{つるいだい}第2地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。(公平性)	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項 (有効性)	①作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。 ② 地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。 ④一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。 ⑤周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。 ⑥高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧ 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 ⑨地元の事業推進体制が整備されている。 ⑩関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑪関連する他事業との調整が図られている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。
 項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3. 特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

直轄海岸保全施設整備事業 福富地区

事業の概要

本地区の海岸堤防等は、直轄干拓事業及び代行干拓事業により昭和21年度から昭和54年度にかけて築造されたものであるが、有明海特有の微細な土粒子（ガタ土）が厚く堆積（20～30m）した超軟弱地盤上に築造されており、築造後30余年が経過する中で亀裂や老朽化が著しく進行し、堤防高さの不足も生じている状況にある。

このため、台風・高潮等による越波が背後農地を襲い農作物へ多大な被害を与えるなど、十分な防災機能を果たしておらず、加えて地震への対策も図られていない状況にあることから、堤防補強7.6 km、内堤改修3.7 km、法面被覆3.8 kmの改修を行うものである。

目的・必要性

本地区は、台風の常襲地帯であり、有明海の地形的要因から高潮が最も大きくなると危惧される地域であるとともに、有明海特有の超軟弱地盤上に築造されたものであることから施設の老朽化が著しく、また、沈下により堤防高さが不足していることから、これまで度重なる高潮被害を受けている。さらに、平成17年の福岡県西方沖地震によって防護区域内の白石町で震度2～震度5弱を記録するなどしたことから、耐震対策の推進が急務となっているとともに、隣接の海岸整備が17年度までに完了する予定であることから一連海岸としての防護機能の発現のため、早急に本地区の整備を行う必要がある。

このため、既設堤防等の耐震対策を実施しつつ将来の沈下量の推定等の解析・解明等を踏まえた改修を行い、前後の整備済み海岸堤防等と一体的な防護機能の発現を図ることによって、背後地の優良農地及び住民の生命・財産を防護するものである。

事業の効率性

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総費用額	①	17,791百万円	事業費＋維持管理費
総便益額	②	256,353百万円	農作物、公共土木施設等
総便益額／総費用額	③=②／①	14.41	

事業の有効性

本地区の海岸堤防等の改修によって、優良農地2,140haと宅地等の870haの合計3,010haが防護され、防護区域内で生産されている水稻、麦、タマネギ、レンコン等の農作物への浸水被害や塩害及び農地、家屋、集出荷所等の土地、公共施設等への浸水被害が解消され、国土保全及び安定的な農業経営等を図るものである。

日程・手続

平成17年度中に、海岸管理者への意見聴取等海岸法に基づく手続きを了する予定である。

事業に対する決議

平成17年8月、佐賀県知事及び白石町長から県営事業福富地区の直轄事業採択の要望書が国に提出されている。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 防護面積	3,010ha		
2. 防護人口	12,510人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	堤防補強	7.6km	5,139百万円
	内堤改修	3.7km	1,511百万円
	法面被覆	3.8km	790百万円
国営総事業費	7,440百万円		



平成18年度新規地区採択チェックリスト（直轄海岸保全施設整備事業）

（局名：九州農政局）（地区名：福富）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 海岸保全施設工事が海岸を防護し、もって国土の保全に資する等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業による効果が十分見込まれること。	☐
4. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 海岸法等に規定されている要件を満たすこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①相当程度広がりがある海岸背後地が防護される。 ②海岸災害等からの被災者の減少が見込まれる。 ③海岸災害等からの被害面積の減少が見込まれる。 ④海岸侵食からの国土消失面積の減少が見込まれる。	☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①海岸事業による効果のうち、農業関係の割合が高い。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ④過去災害による農業被害等が発生するなど、今後も地域の自然・地形条件により、災害発生の高危険性地域となっている。 ⑤防護区域内に重要な一般・公共施設等がある。 ⑥海岸保全施設の安定度が低下している。 ⑦耐震対策の計画がある。 ⑧他事業との関連で緊急性がある。 ⑨地域住民に対し、事業計画の内容等について説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。 ⑩都道府県及び市町村に本事業と関係のある防災に関する計画がある。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。